

消防法施行規則等の一部を改正する省令等 の改正概要

消防法施行規則等の改正(平成30年6月1日公布)の概要


【改正の背景】

住宅宿泊事業法の施行や旅館業法の改正等に伴い、今後、消防法施行令(以下「令」という。)別表第一(5)項口の用途に供される防火対象物の一部が同表(5)項イの用途に供されるものが増加することが想定されることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化等するために改正したもの。

【問題点】

令別表第一(5)項口の用途に供される防火対象物等に同表(5)項イの用途に供される部分が入居することにより、以下のように消防用設備等の設置基準が強化される。

<(5)項イの入居による消防用設備等の設置基準の強化>

消防用設備等	(5)項口 (共同住宅)		(16)項イ (特定複合用途 防火対象物)
スプリンクラ ー設備	11階以上の階	(5)項イが 入居した 場合 	全ての階 [※] (11階建て以上の場合) ⇒改正事項①
誘導灯	地階・無窓階・11階以上の階		全ての階 [※]
特定共同住宅 等の省令 (40号省令)	適用可 (区画や内装制限等により、消 防用設備等の免除や簡易な設 備への代替が可能)		適用不可 ⇒改正事項②
自動火災報知 設備	500㎡以上		300㎡以上 ⇒改正事項③

※ 小規模特定用途複合防火対象物となる場合を除く。

⇒ 小規模特定用途複合防火対象物とは、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。

消防法施行規則等の改正(平成30年6月1日公布)の概要(改正事項①)

スプリンクラー設備・誘導灯の設置を要しない階に関する事項 (規則第13条第1項第1号の2、規則第28条の2第1項第4号の2・第2項第3号の2関係)

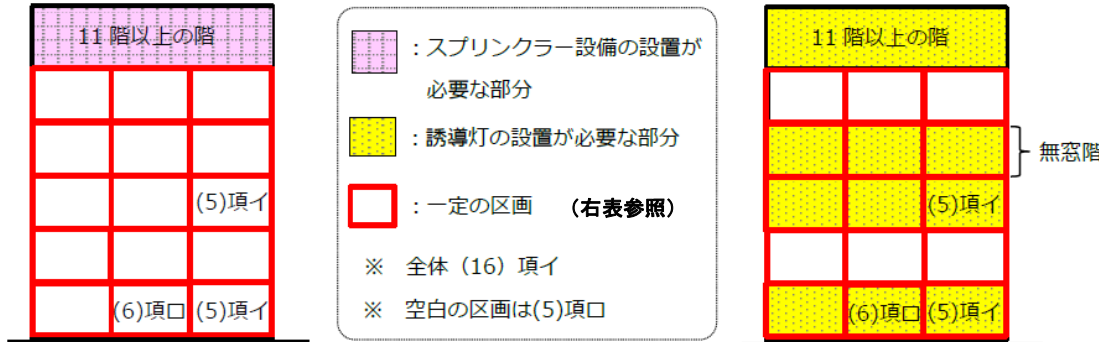
11階建て以上で令別表第一(5)項口の用途に供される部分が存する同表(16)項イの防火対象物のうち、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ(居住型福祉施設※に限る。)の用途に供される部分(以下「住戸利用施設」という。)が存するものについて、一定の区画を設けた場合には特定階を除く10階以下の階のスプリンクラー設備及び誘導灯の設置を免除する。

※ 有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設をいう。

<スプリンクラー設備・誘導灯の設置が必要な階>

【スプリンクラー設備】

【誘導灯】



10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

- ・ 住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡以上となる防火対象物の階のうち、当該部分が存する階
- ・ 住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び1,500㎡以上存する4階以上10階以下の階

- ・ 住戸利用施設が存する階(注)
- ・ 地階・無窓階

(注) 住戸利用施設の利用者が使用する部分がない共用の機械室等及び複数階にわたる階段等の共用部分並びに(5)項口の用途に供される部分のみが存する階は当該階には該当しない。


<一定の区画の要件>

要件	スプリンクラー設備	誘導灯
①	居室((5)項口の用途に供される部分を含む)を耐火構造の壁及び床で区画	居室((5)項口の用途に供される部分を含む)を耐火構造の壁及び床で区画
②	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは難燃材料(地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは難燃材料(地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料)
③	区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下	区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
④	③の開口部は、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付き又は一定の構造を有するもの ※ 一定の条件に適合する場合は防火戸でも可	③の開口部は、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付き又は一定の構造を有するもの ※ 一定の条件に適合する場合は防火戸でも可
⑤	住戸利用施設の各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。)の床面積がいずれも100㎡以下	住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している

消防法施行規則等の改正(平成30年6月1日公布)の概要(改正事項①)

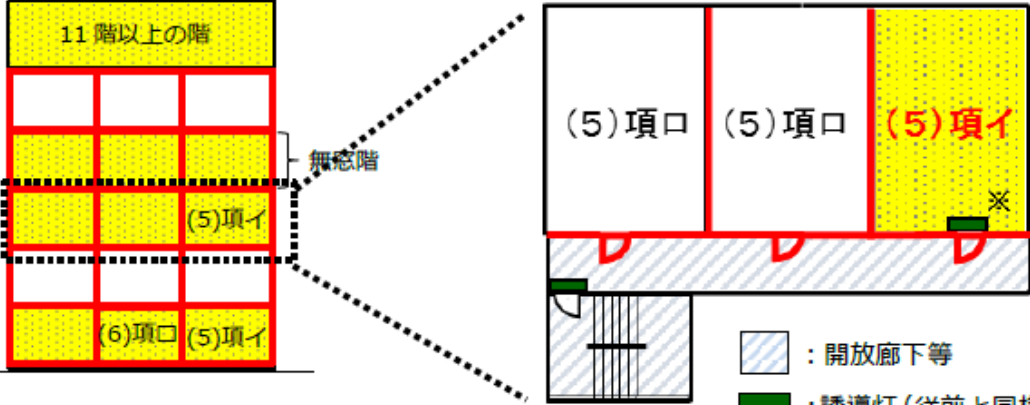
改正後の誘導灯の設置を要する階

【誘導灯の設置を要する階】



■ : 誘導灯の設置が必要な部分 □ : 当該規定による区画

<平面図>



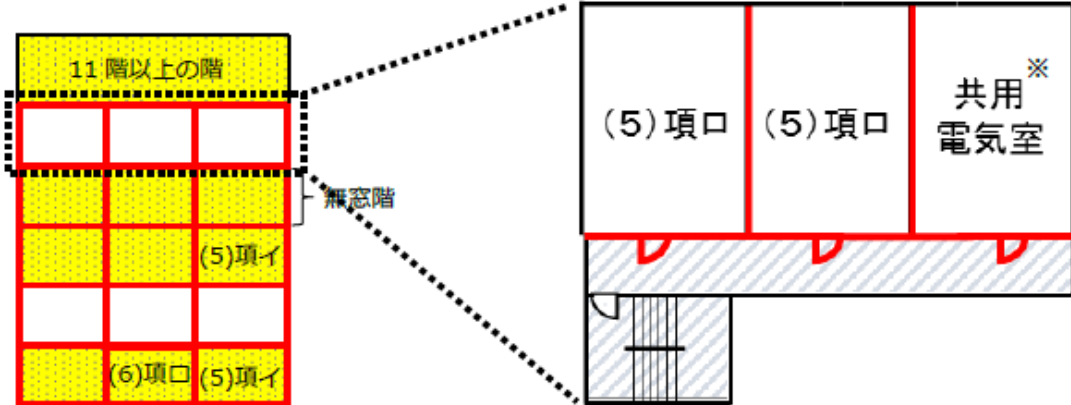
※ (5) 項イ及び口の用途に供される部分以外の部分が存しない(16) 項イの防火対象物の場合、

- ・ (5) 項イの各独立部分の床面積が100㎡以下
- ・ (5) 項イの各独立部分に非常用の照明装置を設置又は携帯用照明器具を設置

等、一定の要件を満たす(5) 項イ部分には、令第32条の規定を適用し、誘導灯の設置を免除して差し支えない。

※「消防用設備等に係る執務資料の送付について(平成30年3月15日付け消防予第83号)」問3

【誘導灯の設置を要しない階】



※ 住戸利用施設の利用者が使用しない共用の電気室や機械室等及び(5)項口の用途に供される部分のみが存する階は当該階には設置を要しない(地階・無窓階・11階以上の階を除く)。

消防法施行規則等の改正(平成30年6月1日公布)の概要(改正事項②)

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」 (平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。)に関する事項

40号省令を適用することができる防火対象物に、令別表第一(5)項口の用途に供される防火対象物の一部を同表(5)項イの用途に供される部分として使用するものを追加するとともに、一定規模以上の住戸利用施設が入居した場合におけるスプリンクラー設備の設置基準を整備する。

<40号省令を適用することができる防火対象物>

- ① (5)項口に掲げる防火対象物
- ② 以下の要件に適合する(16)項イに掲げる防火対象物
 - ・ (5)項イ及びロ並びに(6)項口及びハ(居住型福祉施設に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存しない
 - ・ 住戸利用施設の各独立部分*の床面積がいずれも100㎡以下
 - ・ (5)項口の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上

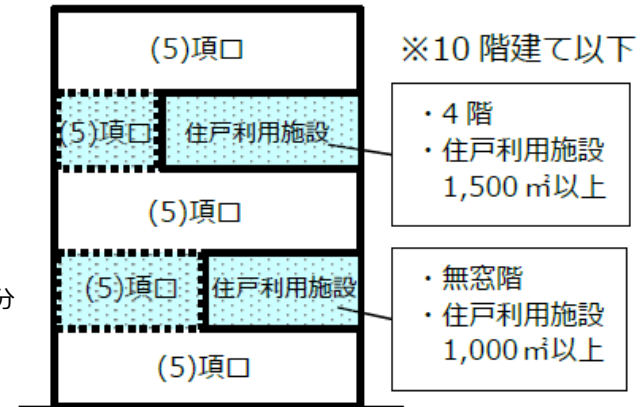
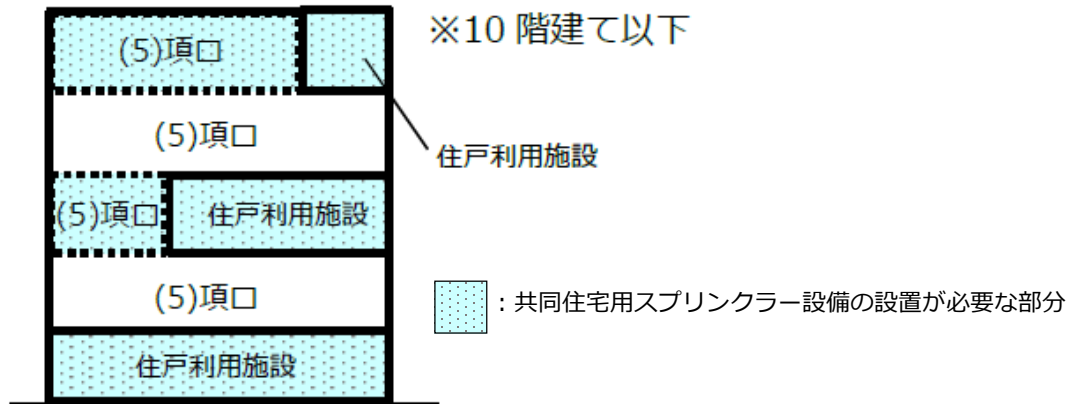
※改正箇所は下線部

※ 構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。

<10階建て以下の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備での代替>

【住戸利用施設の合計が3,000㎡以上となる場合】

【住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び
住戸利用施設が1,500㎡以上存する4階以上の階を有する場合】



住戸利用施設が存する階(左図)・一定の要件に該当する階(右図)にはスプリンクラー設備の設置が必要となるが、共同住宅用スプリンクラー設備で代替可能とする。(※開放型の特定共同住宅等にあつては、従来通り、特定住戸利用施設を除き共同住宅用スプリンクラー設備の免除が可能。)

消防法施行規則等の改正(平成30年6月1日公布)の概要(改正事項③)

「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」 (平成20年総務省令第156号)に関する事項

特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物に、令別表第一(5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない同表(16)項イの用途に供される防火対象物で、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの(同表(5)項イの用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。)を追加する。

<特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物>

【延べ面積 300 ㎡未満の防火対象物】

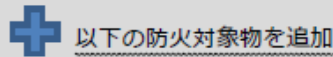
- ① (2)項ニ、(5)項イ、(6)イ(1)から(3)、(6)項ロ及びハ※(以下「(5)項イ等」という)の用途に供されるもの

※ (6)項ハにあつては利用者を宿泊等させるものに限る。

- ② (16)項イの用途に供されるもので、(5)項イ等の用途に供される部分が存するもの

【延べ面積 300 ㎡以上の防火対象物】

- ③ (16)項イの用途に供されるもので、小規模特定用途複合防火対象物(1(2)参照)に該当するもの((5)項イ等の用途に供される部分のみに設置が義務付けられるものに限る)



- ④ (16)項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
- ・ 延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満
 - ・ (5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない
 - ・ (5)項イの用途に供される部分の床面積が 300 ㎡未満

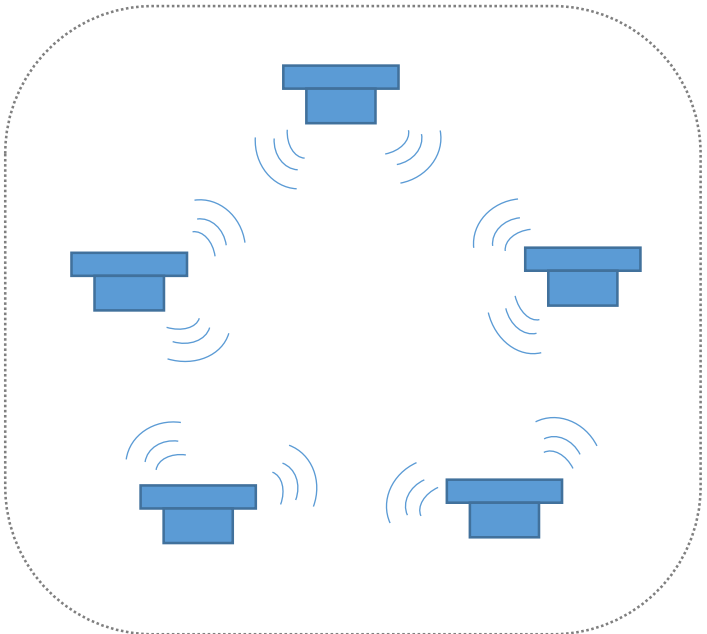
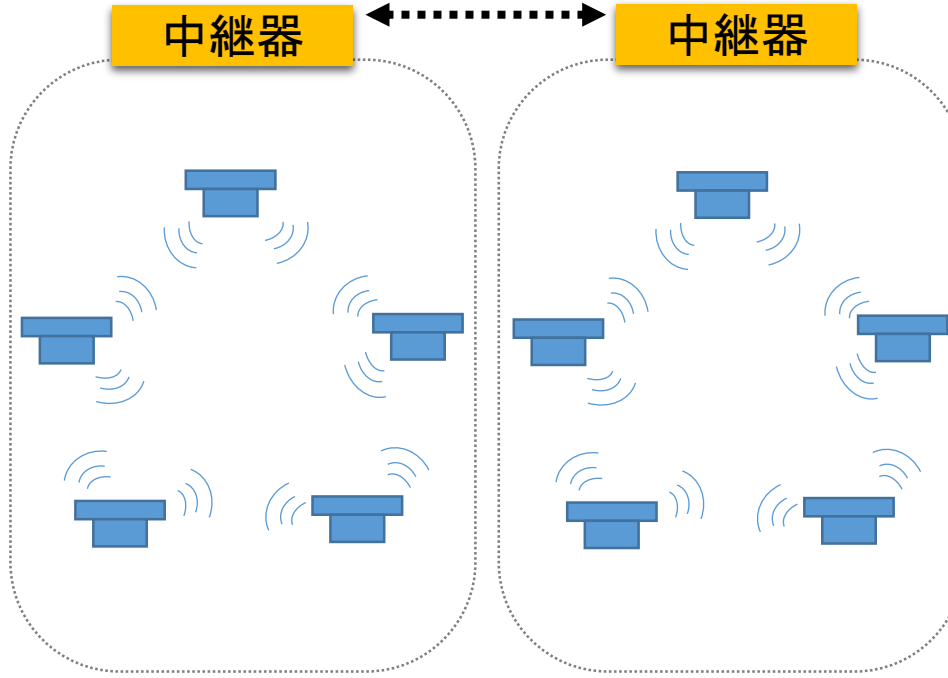
<留意事項>

- ④の防火対象物には廊下や階段等に感知器の設置が必要であること。
- 警戒区域が2以上(階数が3以上)となる場合には受信機の設置が必要であること。
- (16)項イの用途に供される防火対象物(②・③・④)の設置対象部分は以下のとおりであること。
 - ・ ②及び③は、(5)項イ等の用途に供される部分のみ
 - ・ ④は、(5)項ロの用途に供される部分も含めた全体

注) 延べ面積が300㎡以上500㎡未満の(5)項ロの用途に供される防火対象物に、順次(5)項イが入居した場合、当該部分の床面積が10%を超えた時点で当該設備を全体に設置する義務が生じることに留意すること。なお、(5)項イの用途に供される部分の床面積が300㎡以上となった時点で当該設備を設置することができなくなるが、今後、機器の開発状況等を踏まえて、引き続き基準の更なる合理化等を検討する予定であること。

※ 無線式の感知器で構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、中継器が設置されるものは消防設備士でなければ工事又は整備を行うことができない。(次頁参照)

特定小規模施設用自動火災報知設備の工事・整備、点検について

	無線式の連動型警報機能付感知器のみ	無線式の連動型警報機能付感知器+中継器
工事・整備	誰でも実施可能	消防設備士でなければ実施できない
点検	作動試験等は免除※	
イメージ図	<p>1グループのみ</p>  <p>1グループに設置可能な感知器の個数が限られているため、大規模な対象物に対応できない</p>	<p>複数のグループが中継器を介して連動</p>  <p>複数グループを中継器でつなぐことで、多数の感知器を設置可能</p>

※ 全ての感知器が自動試験機能等対応型感知器である場合に限る。